(別紙) 割増賃金等計算表 (月単位)

原告の割増賃金等計算の基礎となる,1時間	引当たりの単価は,
【□以下の計算(理由)□時給制 □証拠として提出の資料 より,_	円となる。
計算式	
または理由	

未払月	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:) ※1	時間外労 働時間数 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当 ・手当	割増賃金等合計
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	① $(\times 1.00)$ (:) 円 ② $(\times 1.25)$ (:) 円 ③ $(\times 1.35)$ (:) 円 ④ $(\times 0.25)$ (:) 円	円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	$\begin{array}{c ccccc} \hline \bigcirc (\times 1.00) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 1.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 1.35) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \end{array}$	H
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	① $(\times 1.00)$ (:) 円 ② $(\times 1.25)$ (:) 円 ③ $(\times 1.35)$ (:) 円 ④ $(\times 0.25)$ (:) 円 ⑤ $(\times 0.25)$ (:) 円	H
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	$\begin{array}{c ccccc} \hline ()(\times 1.00) & (& : &) & & \Xi \\ \hline (2)(\times 1.25) & (& : &) & & \Xi \\ \hline (3)(\times 1.35) & (& : &) & & \Xi \\ \hline (4)(\times 0.25) & (& : &) & & \Xi \\ \hline (5)(\times 0.25) & (& : &) & & \Xi \\ \hline \end{array}$	H
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	$\begin{array}{c ccccc} \hline \bigcirc (\times 1.00) & (& : &) & & \Box \\ \hline \bigcirc (\times 1.25) & (& : &) & & \Box \\ \hline \bigcirc (\times 1.35) & (& : &) & & \Box \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \Box \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \Box \\ \hline \end{array}$	H
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	$\begin{array}{c ccccc} \hline \bigcirc (\times 1.00) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 1.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 1.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \bigcirc (\times 0.25) & (& : &) & & \boxminus \\ \hline \end{array}$	H
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	① $(\times 1.00)$ (:) 円 ② $(\times 1.25)$ (:) 円 ③ $(\times 1.35)$ (:) 円 ④ $(\times 0.25)$ (:) 円	円
合 計			円

- ※1 実働時間数-所定労働時間数=①+②+③の合計時間数
- ※2 ①~⑤の各手当の金額=1時間当たりの単価×各割増率×各労働時間数となる。
 - ①時間外(法定内)…所定労働時間数を超えるが、法定休日を除く1日8時間・ 1週40時間以内の残業時間数。
 - ②時間外(法定外)…法定休日以外で1日8時間又は1週40時間を超えて労働した時間数。
 - ③休日………就業規則等で定められた週1日または4週間のうちの4日 の法定休日に労働した時間数。
 - ④深夜………午後10時から午前5時に労働した時間数。
 - ⑤60時間超……②の時間数が60時間を超過した場合のその超過した時間数(中小事業主については、平成35年3月31日までは適用されない。)